

病害虫発生予察注意報第3号

令和6年6月28日
三重県病害虫防除所

**トマトキバガの被害拡大が懸念されます
栽培終了後の蒸し込みや育苗期の防除など次期作への備
えを徹底してください**

- 1 対象作物 : トマト、ミニトマト
- 2 対象病害虫名 : トマトキバガ
- 3 発生地域 : 三重県全域
- 4 発生時期 : 5月中旬～
- 5 注意報発令の根拠
 - (1) 北勢地域に設置したフェロモントラップにおける4月～6月の誘殺数は205頭で、6月に入り急増しています(図1)。
 - (2) 6月中旬に追加で設置したフェロモントラップでは北勢地域で42頭、伊勢志摩地域で4頭の誘殺を確認しました。
 - (3) 三重県農業研究所(松阪市嬉野川北町)に設置したフェロモントラップでは6月23日に今年度初となる1頭の誘殺を確認しました。
 - (4) 6月下旬に北勢地域のトマトハウス内で県内2例目の食害を確認しました。

トマトキバガ誘殺数(三重県北勢地域)

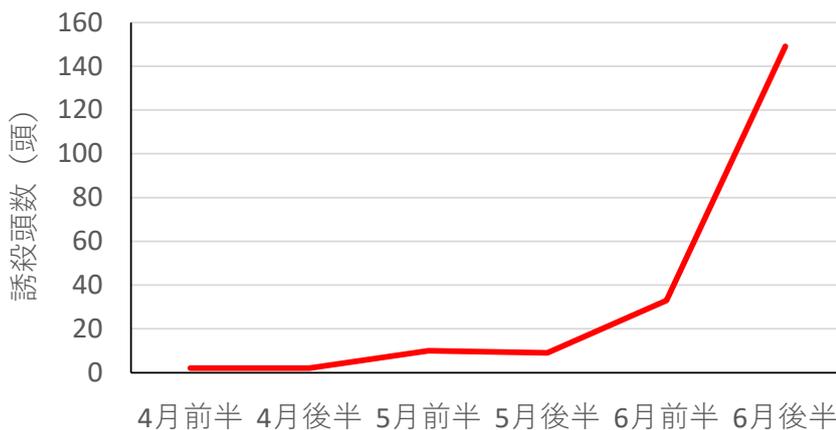


図1 フェロモントラップにおけるトマトキバガ雄成虫誘殺数の推移(三重県北勢地域)

- 6 防除の注意事項
 - (1) 施設栽培では、開口部に防虫ネット等(目合1mm以下、推奨0.4mm)を設置

し、侵入を防止してください。ネット等に破れやすき間などがあれば速やかに補修してください。

- (2) 被害の特徴を把握して、初期の被害を見逃さないように注意してください(図2)。なお、以下のページでも被害の写真などを掲載しています。

チラシ <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001140350.pdf>

被害の写真 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001139649.pdf>

- (3) トマトキバガと疑われる虫を見つけた場合は、病害虫防除所にご連絡ください(電話番号 0598-42-6365、メールアドレス byogai@pref.mie.lg.jp)。
- (4) コナジラミ類対策も兼ねて、栽培終了後は施設を密閉して10日間以上の蒸し込み(期間中の晴天日は3日以上が目安)を徹底してください。
- (5) 育苗期間中は食害がないかよく観察し、定植前にはコナジラミ類の持ち込み防止も兼ねて両害虫に適用のある農薬を散布してください。
- (6) 発生が確認された場合は、被害を拡大させないため、速やかに薬剤散布を行うとともに、被害葉や被害果実は、ほ場やハウス周辺に放置せず、速やかに土中に深く埋却するか、ビニール袋などに入れて一定期間密閉し、寄生した成幼虫を全て死滅させたいうえで、適切に処分してください。
- (7) トマトキバガに対して使用できる農薬は複数ありますが、現時点の対象作物は、トマト、ミニトマトのみですのでご注意ください。薬剤散布にあたっては、最新の農薬登録情報(農林水産省「農薬登録情報提供システム」)を確認してください。<https://pesticide.maff.go.jp/>
- (8) 防除薬剤は三重県農薬情報システムでも検索することができます。
<https://www.nouyaku-sys.com/nouyaku/user/top/mie>
- (9) 薬剤抵抗性回避のため、異なる作用機構の薬剤をローテーション散布してください。



図2 トマトキバガによる被害

農薬はラベルの表示を確認して、正しく使用してください。